

第5章 三者協議検討会

■ 改定履歴

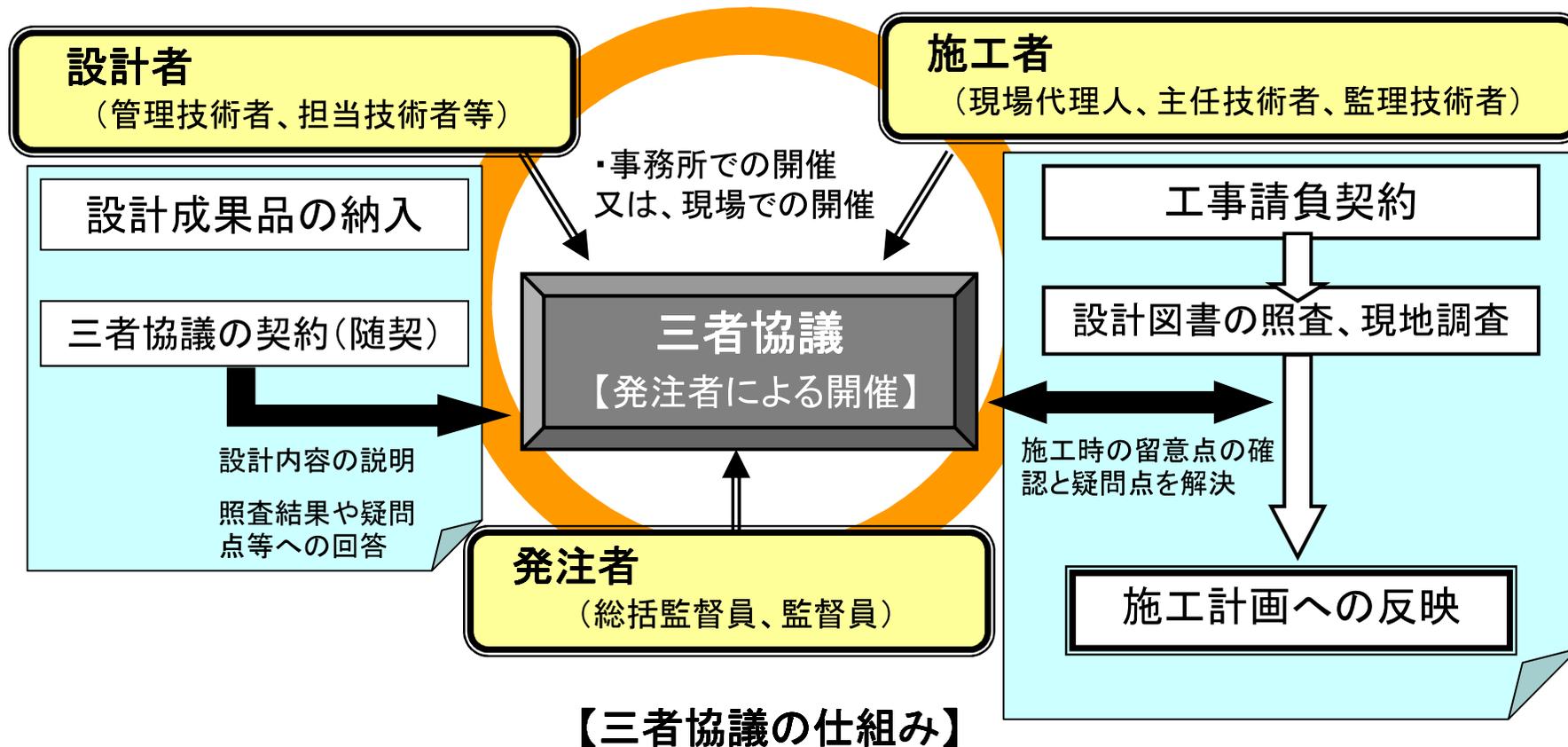
通知（改訂）月日	内 容
平成 22 年 4 月 23 日	制定（適用月日：平成 22 年 5 月 1 日）
平成 29 年 9 月 12 日	改定（適用月日：平成 29 年 10 月 1 日）
令和 2 年 11 月 2 日	改定（適用月日：令和 2 年 12 月 1 日）

施工の円滑化に向けた取り組み（概要）

三者協議検討会（三者協議）【H18～（試行），H22要領策定】

施工段階において、発注者，施工者，設計者の三者が参加する三者協議を実施し、設計意図の伝達及び情報の共有を図るもの

詳細設計の設計内容の理解，品質確保，条件変更に伴う設計変更，新技術の提案などの効果を期待



< 三者協議検討会 >

三者協議検討会（三者協議）による期待する効果

● 【施工者】が期待できる効果

- 設計内容を確認でき、施工計画の内容をより具体化することができる。
- 三者の考え方に相違があっても、三者協議の実施により早期の問題解決が可能。
- 設計図書の照査、現地調査の疑問点等をまとめて確認、共有できる。

● 【設計者】が期待できる効果

- 設計内容や施工時の留意点が直接施工者に伝えられる。
- 設計条件と現場条件の違いを把握し、構造の変更等に迅速に対応できる。
- 施工者の立場から現場の見方を知ることができ、今後の設計に活かせる。

● 【発注者】が期待できる効果

- 設計内容や施工時の留意点等が共有でき、責任分担も明確になる。
- 設計図書と現場条件の不一致について、迅速に対応することができる。
- 問題点の確認・解決が早いため手戻りが生じにくく、スムーズな工程管理が可能。

山形県県土整備部「三者協議検討会」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県県土整備部が発注する建設工事において、発注者、施工者、設計者（以下「三者」という。）がそれぞれ、設計意図や施工時の留意点を共有し、設計図書と現場との整合性を確認、協議するため三者協議検討会（以下「三者協議」という。）を開催することにより、施工の円滑化と品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、三者間で設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると発注者が認める工事で、業務委託による設計成果を有し、以下に該当する工事を対象とする。

(1) 重要構造物を含む工事

（橋梁（補強・補修を含む）、地下横断歩道、トンネル、ダム、門型ラーメン・箱型函渠、擁壁・補強土、樋門・樋管、砂防えん堤、排水トンネル、地すべり抑止杭、落石防護柵、雪崩予防（防護）（吊）柵、杭基礎、等）

(2) 下水道工事（処理場、ポンプ場、幹線管渠）

(3) 軟弱地盤対策工事

(4) 新技術・新工法を活用する工事

(5) その他、発注者が必要と認める工事

(三者協議の構成員)

第3条 三者協議の構成員は、次のとおりとする。

(1) 発注者：総括監督員、監督員

(2) 施工者：現場代理人、主任技術者（必要に応じて下請の主任技術者も含む）、監理技術者

(3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタント等の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者（2名を標準）

(当該工事の特記仕様書への明示)

第4条 発注者は、対象とする工事について、特記仕様書に三者協議の開催を明示する。

(施工者の報告)

第5条 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際して疑問点、確認を要する事項等を整理して、三者協議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督職員に報告するものとする。

(三者協議の実施)

第6条 三者協議は、以下により実施することを基本とする。

(1) 開催時期

- ① 工事着手前（施工者による設計図書の照査及び現地調査後の施工計画書の提出前）
- ② 工事施工途中（現場条件の変更や施工条件の変化、設計変更等が発生した場合等）
なお、1工事当たりの会議の開催回数は、複数回開催することができることとする。

(2) 開催場所

三者協議を実施する場所は、発注者が準備する各公所の会議室を基本とするが、現場条件を確認する必要があるなど、現場での開催が適切な場合には、施工者が準備する現場事務所等で開催するものとする。

(3) 開催の調整

- ① 発注者は、施工者の報告を受けて、その開催希望時期を基本として、日程を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知するものとする。
- ② 発注者は、施工者の報告を受けて、その照査結果や疑問点等について、内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。

(4) 三者協議の内容

次に掲げる内容に関する質疑応答を通して、三者間の情報共有を図る。

- ① 設計者による設計内容の説明（設計意図、設計条件、施工時の留意点、仮設計画等）
- ② 発注者による施工時の留意点の説明（事業目的、関係機関との協議調整状況、現場条件等）
- ③ 施工者による設計図書の照査及び技術提案等に関する説明（設計図書と現場条件との整合、仮設計画等）
- ④ その他、設計・施工に関する留意点の確認と疑問点の解決

(5) その他

- ① 三者協議に使用する資料等は、三者それぞれが用意するものとする。
なお、三者協議で使用する資料は、安易に新しく作成することなく、既存の設計成果資料を最大限に活用し作成すること。
- ② 発注者は、三者協議での協議確認事項を会議録としてまとめ、三者相互の確認を受けるものとする。

(設計変更等の対応)

第7条 三者協議で確認された事項で、設計の変更を要する場合は、三者においてその対応範囲を明確にし、変更契約又は別途契約など適切に対応すること。

ただし、設計成果品にかしがある場合は、契約条項に基づき修補の請求を行うものとする。

(設計者との契約等)

第8条 発注者は、詳細設計等を実施したコンサルタント等と委託契約（随意契約）を締結するものとする。

(経費の算定)

第9条 設計者と契約締結する経費の算定は、以下を標準とする。

- (1) 打合せ：主任技師 0.5人/回、技師A 0.5人/回とする。
- (2) 旅費交通費：山形県県土整備部制定の「設計業務等標準積算基準（参考資料）」の旅費交通費の率を用いない積算によるものとし、往復旅行時間に係る直接人件費は打合せ歩掛に含むこととし計上しない。ただし、交通の便等により往復旅行時間に係る直接人件費を含むことが適切でない場合は別途計上するものとする。
- (3) 「その他原価」及び「一般管理費等」を計上する。
- (4) その他、三者協議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

この要領の改定は、平成29年10月1日から適用する。

この要領の改定は、令和2年12月1日から適用する。